

ハラスメントの防止等に関する規程

平成24年 6 月20日 大学評議会

平成27年 7 月29日 大学評議会

令和 3 年 2 月17日 大学評議会

令和 6 年 4 月17日 大学評議会

(目的)

第1条 この規程は、東海学園大学（以下「大学」という。）において、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、大学のすべての学生、教育職員並びに事務職員（非常勤の者も含む。以下「職員等」という。）に、公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「セクシャル・ハラスメント」とは、相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は就業環境を悪化させることをいう。

2 この規程において「アカデミック・ハラスメント」とは、教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習、教育・研究環境を悪化させることをいう。

3 この規程において「パワー・ハラスメント」とは、職場における優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること又は学習、教育・研究又は就業環境を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の就業意欲を低下させ、または労働環境を悪化させることをいう。

4 この規程において「ジェンダー・ハラスメント」とは、性別による差別意識に基づく言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は就業環境を悪化させることをいう。

5 この規程において「マタニティ・ハラスメント」とは、妊娠・出産・育児休業等の取得などを理由として上司・同僚等からの否定的な言動により就業環境を悪化させることをいう。

6 この規程において「その他のハラスメント」とは、前各号以外の言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は就業環境を悪化させるものをいう。

(職員等及び学生の責務)

第3条 職員等及び学生は、ハラスメントのない健全で快適なキャンパス環境の整備に努め、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

(学長等の責務)

第4条 学長及び学部長は、学生、職員等に対し、この規程の周知徹底を図り、次の事項に注意して大学のハラスメントを防止しなければならないとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処しなければならない。

(1) 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関する注意を喚起し、その認識を深めさせること

(2) 学生及び職員等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること

2 学長及び学部長は、ハラスメントの防止等のため学生、職員等に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により啓発活動を行うとともに、必要な研修を行わなければならない。

(対策委員会)

第5条 大学に、ハラスメントの防止及び問題解決に関する具体的な施策の推進並びにハラスメントの相談に関する業務を行うために、ハラスメント防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、第7条第1項の規定により10名の対策委員をもって組織する。

3 対策委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ対策委員の互選によって選任する。

4 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

6 対策委員会は、必要に応じて対策委員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を聴くことができる。

7 委員は、委員長に対策委員会の招集を要請することができる。

（対策委員会の任務）

第6条 対策委員会の任務は、次の事項とする。

（1）ハラスメントの防止に係る実態調査及び情報収集に関すること

（2）ハラスメントの防止に係る啓発及び研修の推進に関すること

（3）ハラスメントの相談に関する業務を行うこと。

（4）調査委員会（第10条に定める調査委員会をいう。以下同じ。）の設置及びその委員構成について学長へ進言すること

（5）ハラスメントの再発防止に係る改善策の検討及び実施に関すること

（6）その他、ハラスメントに係る重要な事項に関すること

2 対策委員会は、前項の任務について、必要に応じて学長に報告及び進言するものとする。

3 第1項第3号のハラスメントの相談に関する業務は、次の事項とする。

（1）ハラスメントの相談に応じるとともに、問題点の整理・事実確認を行い、さらに相談者に事後の対応についての助言及び支援を行うこと

（2）相談者の了解を得た上、行為者に面談して事実確認を行い、必要に応じて両者の調停を図ること

（3）相談及び面談に関する事実確認及び対応の内容について記録すること

（対策委員会の組織）

第7条 対策委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）学長の指名する教育職員（各学部1名） 6名

（2）事務局長の指名する事務職員（各キャンパス2名） 4名

2 各委員の指名に当っては、男女構成比等委員の構成に十分配慮しなければならない。

3 対策委員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充しなければならない。

4 対策委員会委員の氏名及び連絡先は、毎年度のはじめに大学広報誌等で公開する。

（対策委員の任期）

第8条 対策委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の対策委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（相談申込み）

第9条 学生、職員等は、ハラスメントに関する相談及び申立を行うことができる。

2 ハラスメントに関する相談・申立に対応するため、大学に相談申込み窓口を設ける。

（調査委員会）

第10条 学長は、対策委員会が解決できないハラスメントに関する問題について、対策委員会の進言に基づき、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

2 調査委員会は、5名の調査委員をもって組織する。

（調査委員会の任務）

第11条 調査委員会がハラスメントに関する調査を行うに当たっては、当事者、対策委員会委員及び関係者から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

2 調査委員会は、調査開始後2か月以内に調査を終了させなければならない。ただし、調査に時間を要する等、特段の事情ある場合は、この限りでない。

3 調査委員会は、その調査結果、当事者に対する措置等について、書面をもって学長に報告しなければならない。

(調査委員の選任)

第12条 調査委員は、対策委員会の推薦により、学長が指名する。

2 前項の指名に当たっては、対策委員会委員及び当事者に関係ある者を除外し、男女構成比等委員の構成に十分配慮しなければならない。

3 学長は、必要と認めた場合、大学外の専門家に調査委員を委嘱することができる。

4 調査委員の氏名は、公開しない。

(調査終了後の対応)

第13条 学長は、調査委員会からの報告を対策委員会に伝達する。

(遵守事項)

第14条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

2 行為者又はその関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し出た者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益を与える行為をしてはならない。

3 この規程にかかわる委員及びその他手続において関係する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと

(2) 職務の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと

(措置等)

第15条 ハラスメント行為の事実が認められ、処分又は就労、修学、教育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると判断される場合は、学長は、必要な措置を講じるものとする。

2 ハラスメント行為の事実が認められた者が学生の場合は、「東海学園大学学生懲戒処分規程」に基づく処分等を決定する。

3 ハラスメント行為の事実が認められた者が職員等の場合は、「学校法人東海学園職員懲戒規程」に基づく処分等を決定する。

(事務の所掌)

第16条 この規程に関する事務は、総務課が行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、対策委員会及び大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から改正施行する。

ただし、平成27年9月1日から平成28年3月31日の間は、第7条の規定にかかわらず、平成27年度の対策委員に相談員を加えて対策委員会の組織を構成するものとする。

附 則

この規程は、令和3年2月17日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。